

道 空 衛

決 裁	会 長	事 務 局	
			2.12.04 林



別紙1

北労発基 1202 第 1 号  
令和 2 年 12 月 2 日

各団体の長 殿

北海道労働局長

新型コロナウイルス感染症に関連した労働者の休業に際しての  
注意事項について

平素は、労働行政の運営に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、札幌市を中心に北海道内で再び感染拡大が続いており、多くの企業において、休業や事業活動の縮小を余儀なくされている状況が認められます。

これに伴い、企業によっては労働者を休業させざるを得ないケースも生じており、各企業においては、労働者を休業させる場合、労働基準法で定める休業手当の支払や雇用調整助成金等の受給等により、この厳しい状況下に対応いただいているものと承知しております。

このような中、先般、独立行政法人労働政策研究・研修機構において、休業を命じられた経験がある労働者のうち、休業手当が全く支払われていないと回答した労働者は全体の 24%であったとの調査結果が公表されております。

これを就業形態別に見ると、正社員の 14.8%に対し、非正社員では正社員の約 2 倍の 33.4%とされるなど、特に非正規労働者への休業手当の支払が懸念される状況も一部に見られるところです。

しかしながら、労働基準法においては、正規・非正規の形態を問わず休業手当の支払対象となります。

また、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金についても、正規・非正規の形態を問わず休業手当の支払を行った場合に、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金等の支給対象になるもので、就業形態によってその取扱いが異なるものではありません。

このような状況も踏まえ、北海道労働局では、新型コロナウイルス感染症に関連して労働者を休業させる際の注意事項を広く企業の皆様にご知っていただくため、別添のリーフレットを作成しましたので、傘下団体・企業又は構成組織に対して広く周知を行っていただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

&lt;照会先&gt;

北海道労働局労働基準部監督課

電話：011-709-2311 (内 3543、3544)

## 新型コロナウイルスに関連した労働者の 休業に際しての注意事項について

新型コロナウイルスに関連して労働者を休ませる場合に  
気をつける内容をまとめましたので、労務管理の際の参考  
にしてください。

Q：新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる  
場合、どのような点に気をつければよいでしょうか。  
また、法律ではどのように定められていますか。



A：休業期間中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合った上で、  
労働者が安心して休める体制を整えていただくようお願いします。

休業期間中の賃金支払の必要性の有無などは、諸事情を勘案して個別  
事案ごとに判断すべきですが、**労働基準法第26条**により、**使用者の  
責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、正規・非正規を  
問わず、休業させたすべての労働者に対して休業期間中の休業手当  
(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければなりません。**

また、労働基準法で定める休業手当の額は最低基準であり、労働者が  
より安心して休めるよう、就業規則等により各企業において、100分  
の60を超えて（例えば100分の100）休業手当を支払うことを定めて  
いただくことが望ましいものです。

なお、これによって休業手当の支払を行った場合に、支給要件に合致  
すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。



不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、  
使用者に休業手当の支払義務はありません。

ここでいう不可抗力とは、

- ① その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお  
避けることができない事故であること

という要素をいずれも満たす必要があります。



厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署



Q：アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者も、休業手当の支払の対象となりますか。

A：労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、労働基準法第26条に定める休業手当の支払が必要です。

Q：雇用調整助成金とはどのようなものでしょうか。  
また、現在、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、特例措置が設けられていると聞きましたが、どのような特例があるのでしょうか



A：雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置では、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

なお、学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となり、その場合は緊急雇用安定助成金で助成されます。（申請先等は雇用調整助成金と同様です。）

## 詳しい制度の紹介、各種相談窓口について

○ 雇用調整助成金について  
(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

※ 厚生労働省ホームページ



○ 新型コロナウイルス感染症各種労働相談の窓口について  
(北海道労働局、労働基準監督署、公共職業安定所他)

※ 北海道労働局ホームページ

